

は し が き

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁の共同事業として作成してきており、現在、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の協力の下、平成23年（2011年）表の作成が進められているところである。

平成23年表に係る作成作業の骨格については、既に、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」として、平成22年12月27日の産業連関部局長会議決定により定めたところであるが、この「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」は、基本方針で示された産業連関表作成上の基本設計を詳細化かつ具体化し、平成23年表に関する枠組み（第1部）、作成手順及び作業内容（第2部）、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲（第3部）を取りまとめたものである。

今後における作業内容の細部については、引き続き検討を要する部分もあり、作業の過程において、順次確定していくこととしているが、産業連関表の作成作業が長期にわたる中、担当者が作成作業の途中で交代することが一般的であることを踏まえ、作成作業の全体像を可能な限り詳細に盛り込むとともに、付録として、産業連関表に係る基礎理論についても併記し、作成担当者のマニュアルとなるよう配慮した。

今回作成する平成23年表は、産業連関表が、平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」に指定された後、初めて作成するものであるが、同法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において掲げられた課題への対応や平成24年2月に初めて実施された「経済センサス-活動調査」のデータ利用など、これまでとは大きく異なる環境下での作業となる。このようなことも踏まえ、今回の基本要綱の編集に当たっては、骨格となる部分は活かしつつ、構成及び記述について、全面的に見直しを行った。基本要綱の利活用がより一層円滑になるようにするため、基本分類の五十音順一覧や索引等を加えたことも、今回の編集上の大きな改善点である。

平成23年表の作成作業に当たっては、今後も多くの課題が想定されるが、この基本要綱が、関係者の業務遂行にとっての手引きとして、大いに活用されることを期待している。

平成25年1月

産業連関部局長会議を代表して
総務省政策統括官（統計基準担当）
平 山 眞